

県庁舎及び盛岡地区合同庁舎汚水槽等清掃業務仕様書

1. 本仕様書は、「県庁舎及び盛岡地区合同庁舎汚水槽等清掃業務」に適用する。
2. 本業務は、県庁舎及び盛岡地区合同庁舎に設置している排水設備について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第3項に基づく定期清掃を実施し、劣化及び不具合の状況を把握することにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。
3. 清掃業務の実施場所は、次のとおりとする。

県庁舎 盛岡市内丸10番1号

盛岡地区合同庁舎 盛岡市内丸11番1号

4. 清掃の対象となる水槽の構造及び規模は以下のとおりとする。

設置建物	水槽名	構造	水質	規模	設置場所
県庁舎	汚水槽	RC	汚水	50.0 m ³	ボイラー室
	雑排水槽	RC	雑排水	35.0 m ³	ボイラー室
盛岡地区合同庁舎	汚水槽	RC	汚水	49.4 m ³	第1機械室
	雑排水槽	RC	雑排水	34.4 m ³	ボイラー室
	車庫排水槽	RC	雑排水	48.4 m ³	第8機械室

5. 施設の構造、設備の状態は、図面等による推定に頼らず、配管、電源等事前に現場で確認すること。また、各種機器の作動状態を点検し、作業場所の安全確認及び危険防止のための措置を講ずること。
6. 清掃作業は、庁舎の業務に支障のないよう担当者と充分打合せのうえ、次のとおり実施すること。

(排水槽・汚水槽)

ア. 槽内残水排水

イ. 槽内の残水は、動力ポンプを使用し、構内の公共下水道に接続している排水桝に放流すること。

ウ. 周壁、底部、揚水ポンプ及びパイプの清掃並びに排水

(清掃の際に発生する汚泥は、産業廃棄物関係法令により適正に処理すること。)

エ. 県庁舎屋外ピット(地下サンクガーデン、1 m³相当)の滞留水排水

7. 様式1により機器類の運転状態を点検し、その結果を記入して提出するものとする。本仕様書で特記するもの以外の故障機器等の取替え及び修理は、本業務に含まないものとする。

8. 作業者は、次に掲げる事項に十分留意して作業を実施するものとする。

(1) 作業の日時、工程、手順等は、あらかじめ庁舎担当者に打診し、双方協議のうえ決定し、作業実施の10日前までに作業計画書を庁舎担当者に提出するものとする。

なお、作業計画書には次の内容を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施工程表（作業時間等）
- ③ 実施体制及び組織表
- ④ 安全管理
- ⑤ 使用機械器具等（校正が必要な機材については校正証明書を添付）
- ⑥ 作業内容及び手順
- ⑦ 業務管理（作業完了確認、品質確認、写真撮影要領等）
- ⑧ 緊急時の連絡体制及び対応手順
- ⑨ 交通管理（敷地内走行速度、過積載防止、車両点検、道路交通法の遵守等）
- ⑩ 環境対策（騒音、振動、ゴミ、ほこり等の対策等）
- ⑪ 産業廃棄物処理（産業廃棄物の運搬、処分方法等）
- ⑫ 作業員名簿
- ⑬ 証明書及び各資格証の写し
 - ・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状及び貯水槽清掃作業監督者再講習会修了証
 - ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証又は酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証

(2) 作業を実施する際には、建物及び各種設備に損傷を与えないよう十分留意すること。

(3) 作業中水槽に亀裂、その他の異常を発見した場合は、直ちに庁舎担当者へ報告すること。

(4) 作業監督者には、法令で定める有資格者をあてるとともに、その資格証明書の写しを提出すること。また、作業従事者についても法令に基づく研修を受けている者をあて、その作業員名簿及び資格証明書の写しを提出すること。

(5) 庁舎敷地内は全面禁煙とすること。

(6) 作業実施前に作業工程表、作業完了後には作業報告書をそれぞれ2部、また、清掃前後の現場写真を1部提出すること。

(7) 清掃の際発生した汚泥は、産業廃棄物関係法令により適切に処理すると共に、発注者あて、マニフェストの写しを提出すること。

9. 清掃作業の実施期間は次のとおりとする。

(1) 排水槽及び汚水槽

県庁舎	1回目 契約日の翌日から令和8年10月31日頃まで 2回目 令和9年2月1日頃から令和9年3月23日まで
盛岡地区合同庁舎	1回目 契約日の翌日から令和8年10月31日頃まで 2回目 令和9年2月1日頃から令和9年3月23日まで

※なお、清掃の実施日程は原則として土曜日とする。